

令和2年第4回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

令和2年6月2日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時19分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

神 野 久 志

生涯学習課長

菊 池 義 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大 谷 啓 夫

書 記

菅 俣 紀 彦

書 記

増 子 莉 紗

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 令和元年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3号 令和元年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 7 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 3号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 4号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 5号 那須烏山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 6号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 7号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 9号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第17 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

○追加議事日程（第1号）

- 追加日程第 1 議長の辞職について

追加日程第 2 選挙第 1号 議長の選挙について（副議長提出）

○追加議事日程（第2号）

追加日程第 3 副議長の辞職について

追加日程第 4 選挙第 2号 副議長の選挙について（議長提出）

追加日程第 5 報告第 5号 常任委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 6 報告第 6号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 7 報告第 7号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第 8 報告第 8号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第 9 報告第 9号 議会運営委員会委員の選任について（議長提出）

追加日程第10 報告第10号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）

追加日程第11 選挙第 3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について（議長提出）

追加日程第12 追加議案第 1号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、令和2年第4回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月26日に議会運営委員会を開き、その決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

11番 田島信二議員

12番 渋井由放議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月8日までの7日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

お諮りいたします。私ごとでございますが、先ほど議長の辞表を副議長宛て提出いたしましたので、直ちに日程を変更し、議題を追加して議事を進めていただきたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、市長以下関係課長は、連絡があるまで退席をお願いいたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時17分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、私の一身上に関する事件でありますことから、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥のため退場いたします。

ここからは議長職を副議長と交代いたします。田島副議長は議長席に移動をお願いします。

〔14番 沼田邦彦 退場〕

○副議長（田島信二） 沼田議長に代わりまして議長の職務を行いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

追加議事日程を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 追加議事日程第1号、令和2年第4回那須烏山市議会6月定例会第1日。開議、令和2年6月2日。追加日程第1 議長の辞職について。追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について。

以上でございます。

◎追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（田島信二） 追加日程第1 議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 辞表。このたび、一身上の都合により那須烏山市議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年6月2日、那須烏山市議会副議長、田島信二様。那須烏山市議会議長、沼田邦彦。

○副議長（田島信二） お諮りいたします。沼田邦彦議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田島信二） 異議なしと認めます。

よって沼田邦彦議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、14番沼田邦彦議員の入場を許可します。

〔14番 沼田邦彦 入場〕

○副議長（田島信二） ただいまの議長の辞職については、会議に諮った結果、許可されましたので、本席より告知いたします。

14番沼田邦彦議員の議長退任挨拶の発言を許可します。

14番沼田邦彦議員。

〔14番 沼田邦彦 登壇〕

○14番（沼田邦彦） 沼田邦彦でございます。議長職退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに満場一致で議長職の辞職をお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

平成30年5月8日の臨時会におきまして、那須烏山市議会第9代議長に就任させていただきました。以来、今日まで756日間、一日一日を大切に、何事にも真正面から誠心誠意、取り組んできたつもりではございますが、若輩ゆえに、未熟さゆえに、議会運営におきましても様々なところで皆様方に御迷惑をおかけしましたことを御容赦いただければと存じます。

県北五市議長会、栃木県市議会議長会では、地域間交流を意識し活動させていただきました。関東市議会議長会では監事として、全国市議会議長会では建設運輸委員として、全国規模で全国レベルで勉強する場を与えていただきましたことは、ひとえに皆様方のおかげでございます。2年間経験したことを、学んだことをこれからの議会活動に生かしてまいりますので、よろしく願いいたします。

結びに、那須烏山市議会、那須烏山市の限りない発展を御祈念いたしまして、退任の挨拶いたします。

2年間大変お世話になり、ありがとうございました。（拍手）

◎追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

○副議長（田島信二） 追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 選挙第1号 議長の選挙について、地方自治法第103条第1項の規定により議長の選挙を行うものとする。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会副議長、田島信二。

以上でございます。

○副議長（田島信二） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条

第2項の規定に基づき、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田島信二） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田島信二） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

議長に13番久保居光一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました久保居光一郎議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（田島信二） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました久保居光一郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました久保居議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定に基づき本席より当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選された13番久保居光一郎議員の議長就任挨拶の発言を許可いたします。

13番久保居光一郎議員。

〔13番 久保居光一郎 登壇〕

○13番（久保居光一郎） ただいま皆さんから大変ありがたい御推挙を頂きました13番の久保居光一郎でございます。

沼田議長におかれましては、この約2年1か月の間、本当に我が議会を代表して、先ほども申し上げましたけれども、自分のメッセージ、それから議会全員の我々の思いを様々な会合や会議において発信していただきました。また、そのほかにも議会内においてもいろいろな議員の意見や声に耳を傾けていただき、議会の公平公正さを保って、一生懸命頑張っていたいただきました。私はその沼田議長が日々健闘される姿を垣間見させていただきました。

私は、沼田議長とは約親子近い年の差でありますけれども、若さについては劣りますけれども、私の持っている幾らか人生長く生きている部分の知恵や知識を生かし、そしてまた議員各位のいろんな御指導や御指摘を頂戴いたしながら、大変つつか者でございますけれども、誠心誠意、頑張ってまいりたいと思っております。それはあくまでも市民の目線で、市民の感覚で市政を行う。そして執行部とよりよい知恵を競い合って、那須烏山市発展のために、我々議会もその一端を担っていくという決意で頑張っていきたいと思っております。

皆様方の御指導、御協力、さらにはお願い申し上げまして、私の就任の御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○副議長(田島信二) それでは、議長が決定いたしましたので、議長職を交代させていただきます。

暫時休憩いたします。御協力ありがとうございました。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長(久保居光一郎) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま副議長から辞表が提出されましたので、直ちに日程を変更し、議題を追加して議事を進めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(久保居光一郎) 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加して議事を進めることに決定いたしました。

追加議事日程を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(大谷啓夫) 追加議事日程第2号 追加日程第3 副議長の辞職について。追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について。追加日程第5 報告第5号 常任委員会委員の選任について。追加日程第6 報告第6号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第7 報告第7号 議会広報委員会委員の選任について。追加日程第8 報告第8号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第9 報告第9号 議会運営委員会委員の選任について。追加日程第10 報告第10号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。追加日程第12 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意について。

以上でございます。

◎追加日程第3 副議長の辞職について

○議長(久保居光一郎) ただいま事務局長より説明がございました追加日程第3 副議長の辞職についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定に基づき、11番田島信二議員の退場を求めます。

〔11番 田島信二 退場〕

○議長（久保居光一郎） 副議長の辞表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 辞表。このたび、一身上の都合により那須烏山市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年6月2日。那須烏山市議会議長、久保居光一郎様。那須烏山市議会副議長、田島信二。

○議長（久保居光一郎） お諮りいたします。田島信二議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、田島信二議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、11番田島信二議員の入場を許可いたします。

〔11番 田島信二 入場〕

○議長（久保居光一郎） ただいまの副議長の辞職については、会議に諮った結果、許可されましたので、本席より告知をいたします。

11番田島信二議員の副議長退任挨拶の発言を許可いたします。

11番田島信二議員。

〔11番 田島信二 登壇〕

○11番（田島信二） 11番田島でございます。6月定例会におきまして、副議長の職から身を引きます。2年間、皆様の御協力、御支援に深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。（拍手）

◎追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（久保居光一郎） 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行うものとする。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会議長、久保居光一郎。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に12番渋井由放議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました渋井由放議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渋井由放議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渋井由放議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定に基づき、本席より当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選された12番渋井由放議員の副議長就任挨拶の発言を許可いたします。渋井由放議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） ただいま、皆さんの御推薦により、副議長に当選させていただきました。皆さんの負託に応えるよう、しっかりと久保居議長を補佐し、議会広報委員会委員としてしっかり市議会の活動を伝えていくと、こういうことを一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

様々なことで皆さんに御迷惑をおかけしたり、または様々な御理解を得るよう努力をしたりと、こんなことで、つまずきながらも前進するように頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、当選の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（久保居光一郎） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時02分

○議長（久保居光一郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第5 報告第5号 常任委員会委員の報告について

○議長（久保居光一郎） 追加日程第5 報告第5号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 報告第5号 常任委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定により、常任委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会議長、久保居光一郎。

総務企画常任委員会委員、4番荒井浩二議員、5番福田長弘議員、10番相馬正典議員、11番田島信二議員、16番高田悦男議員。

文教福祉常任委員会委員、2番興野一美議員、6番村上進一議員、7番矢板清枝議員、9番小堀道和議員、12番渋井由放議員、15番中山五男議員。

経済建設常任委員会委員、1番青木敏久議員、3番堀江清一議員、8番滝口貴史議員、13番久保居光一郎議員、14番沼田邦彦議員、17番平塚英教議員。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 常任委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり常任委員会委員を選任いたします。

ここでまた暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

○議長（久保居光一郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第6 報告第6号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（久保居光一郎） 追加日程第6 報告第6号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 報告第6号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について。各常任委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会議長、久保居光一郎。

総務企画常任委員会。委員長、10番相馬正典議員。副委員長、5番福田長弘議員。

文教福祉常任委員会。委員長、7番矢板清枝議員。副委員長、2番興野一美議員。

経済建設常任委員会。委員長、8番滝口貴史議員。副委員長、3番堀江清一議員。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 各常任委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、各委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり御報告いたします。

ここでまた暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時28分

○議長（久保居光一郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第7 報告第7号 議会広報委員会委員の報告について

○議長（久保居光一郎） 次に、追加日程第7 報告第7号 議会広報委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 報告第7号 議会広報委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定により議会広報委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会議長、久保居光一郎。

議会広報委員会委員、1番青木敏久議員、2番興野一美議員、3番堀江清一議員、4番荒井浩二議員、5番福田長弘議員、6番村上進一議員、7番矢板清枝議員、12番渋井由放議員。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 議会広報委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第7条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり議会広報委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時37分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第8 報告第8号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（久保居光一郎） 追加日程第8 報告第8号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会広報委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 報告第8号 議会広報委員会委員長及び副委員長の報告について。議会広報委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会議長、久保居光一郎。

議会広報委員会委員長、6番村上進一議員。副委員長、4番荒井浩二議員。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 議会広報委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することになっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時48分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第9 報告第9号 議会運営委員会委員の報告について

○議長（久保居光一郎） 追加日程第9 報告第9号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 報告第9号 議会運営委員会委員の選任について。那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定により、議会運営委員会委員の選任をしたので、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会議長、久保居光一郎。

議会運営委員会委員、1番青木敏久議員、6番村上進一議員、7番矢板清枝議員、8番滝口貴史議員、9番小堀道和議員、10番相馬正典議員、15番中山五男議員。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 議会運営委員会委員の選任については、委員会設置及び運営条例第6条第3項において準用する第4条第1項の規定に基づき、議長が指名することになっております。

よって、ただいまの朗読のとおり議会運営委員会委員を選任いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時57分

○議長（久保居光一郎） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第10 報告第10号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（久保居光一郎） 追加日程第10 報告第10号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果を事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 報告第10号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について。議会運営委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会議長、久保居光一郎。

議会運営委員会委員長、9番小堀道和議員。副委員長、1番青木敏久議員。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 議会運営委員会の委員長及び副委員長については、委員会設置及び運営条例第11条第2項の規定に基づき、委員会において互選することとなっておりますので、ただいまの朗読のとおり報告いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時12分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（久保居光一郎） 追加日程第11 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 選挙第3号 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。南那須地区広域行政事務組規約第6条第2項の規定に基づき、議員の選挙を行うものとする。

令和2年6月2日提出。那須烏山市議会議長、久保居光一郎。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員に次の6名を指名いたします。

7番矢板清枝議員、11番田島信二議員、14番沼田邦彦議員、15番中山五男議員、17番平塚英教議員、13番、私、久保居光一郎。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した6名の議員を南那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の議員を選挙の当選人と決定いたします。

ここで1時15分まで暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時15分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第12 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（久保居光一郎） 追加日程第12 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定に基づき、16番高田悦男議員の退場を求めます。

〔16番 高田悦男 退場〕

○議長（久保居光一郎） 事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（大谷啓夫） 追加議案第1号 那須烏山市監査委員の選任同意について。那須烏山市監査委員として次の者を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和2年6月2日提出。那須烏山市長、川俣純子。

住所、那須烏山市田野倉530番地。氏名、高田悦男。生年月日、昭和23年9月1日。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 続きまして、市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市議会選出監査委員である渋井由放氏が、令和2年6月2日に辞職いたしましたことに伴い、新たに議会選出の監査委員として高田悦男氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。

高田悦男氏は、議会運営委員会委員長、JR烏山線利用促進等特別委員会委員長等の要職を務められ、議会運営に通じ、人格は高潔で、市の財務管理、経営管理等、行政運営に関し優れた識見を有しております。監査委員として適任でありますので、何とぞ御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は議会選出監査委員の人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、本案に対する質疑、討論を省略し、採決いたします。

追加日程第12 追加議案第1号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、追加議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで16番高田悦男議員の入場を許可いたします。

〔16番 高田悦男 入場〕

○議長（久保居光一郎） ここで一旦、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第1号から、日程第5 報告第3号までの令和元年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、水道事業会計予算繰越計算書の3報告案件については、いずれも令和元年度予算の繰越しに関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 令和元年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎日程第4 報告第2号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

◎日程第5 報告第3号 令和元年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（久保居光一郎） よって、報告第1号から報告第3号までの3報告案件について、一括して議題といたします。

なお、以下の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認

める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号から報告第3号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号 令和元年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、令和2年第2回那須烏山市議会3月定例会及び3月27日付専決処分において、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越事業の主な内容を御説明申し上げます。

まずは、民生費の保育対策総合支援事業費及び放課後児童健全育成事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の購入費について繰越しの措置をしたものであります。

衛生費の塵芥収集処理費は、台風19号災害により発生した災害廃棄物の処理に係る経費について、繰越しの措置をしたものであります。

農林水産業費の被災農業者支援型補助事業費は、台風19号で被災した農業用機械の再取得及び修繕に係る経費について、繰越しの措置をしたものであります。

畜産担い手育成総合整備事業費は、台風19号の影響により当該工事の年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

野生動物侵入防護柵整備事業費は、防護柵の設置について、年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

農業用ため池防災減災対策推進事業費は、国の補正予算により追加配分されたため、繰越しの措置をしたものであります。

農業基盤整備促進事業費は、修繕を必要とする農業用施設について、年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

芳賀台地土地改良推進事業費は、更新するポンプ事業等の年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

地籍調査事業費は、国の補正予算により追加配分されたため、繰越しの措置をしたものであります。

商工費の龍門ふるさと民芸館施設整備費は、国の補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金事

業であることから、繰越しの措置をしたものであります。

土木費の急傾斜地崩壊対策事業費は、県営事業が繰越しとなったことに伴うものであります。

大桶運動公園施設整備費及び清水川せせらぎ公園整備費は、河川管理者との協議に不測の日数を要したことから、繰越しの措置をしたものであります。

教育費の教育情報ネットワーク整備事業費は、国の補正予算に伴うGIGAスクール構想事業であることから、繰越しの措置をしたものであります。

社会教育施設管理費は、宮原青少年野外活動広場の施設撤去等について、河川管理者との協議に不測の日数を要したことから、繰越しの措置をしたものであります。

災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業費は、災害復旧工事の年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

公共土木災害復旧事業費は、大桶運動公園等の災害復旧工事の年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

社会教育施設災害復旧事業費は、南那須公民館の修繕について、年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

市有施設災害復旧事業費は、被災したレインボーハウスの解体工事の年度内完了が困難であるため、繰越しの措置をしたものであります。

なお、団体営土地改良事業費は、繰越明許費の予算措置をしたものの、年度内の執行が完了できたことから、繰越計算書から除外しております。

次に、報告第2号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

本案は、下水道事業特別会計において翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

繰越事業の内容は、公共下水道事業施設整備費の初音地内管渠工事及び特定環境保全公共下水道事業施設整備費の田野倉地内管渠工事について、道路管理者である栃木県と施工時期の調整に不測の日数を要したことから、繰越しとしたものであります。

次に、報告第3号 令和元年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

本案は、水道事業会計において翌年度に繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものであります。

繰越事業の内容を御説明いたします。

令和元年度に発注した国道294号、中山地内及び初音地内の配水管布設替工事について、道路管理者である栃木県と施工時期の調整に不測の日数を要したことから、繰越しとしたもの

であります。

以上、報告第1号から報告第3号まで、一括して御報告申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいまの市長説明ですと、もう既に完了したものは除いてあるということではありますが、それは新年度になってから既に3か月が過ぎています。そこで、それぞれの事業が現在どのぐらい進んでいるのか、その進捗状況と、おおよそいつ頃完成するのか、それについてお伺いしたいと思います。これは特別会計も含めまして、1号議案から3号議案についてお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 令和元年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書の1ページ、一番上の保育対策総合支援事業費90万円について説明いたします。

90万円のうち77万4,000円は、市内の保育施設等に配布するマスクやアルコール手指消毒液等の購入費で、既に35万円程度のマスクやアルコール手指消毒液を購入し、配布済みです。残り42万円程度は、購入でき次第、配布する予定です。

また、90万円のうち12万6,000円につきましては、私立の園が購入する備品等に対する補助金で、現在、執行に向けて調整しているところです。

次に、2行目の放課後児童健全育成事業費20万円について説明いたします。

こちらは、放課後児童クラブに対して配布するマスクやアルコール手指消毒液等の購入費で、既に18万6,000円程度が購入・配布済みで、残りの1万4,000円程度については、間もなく業者から納品になり、配布を完了する予定となっております。

こども課関連は以上です。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） では、続きまして、清掃費の塵芥収集処理費の金額について、進捗状況について御説明いたします。

今現在、排出処理する委託業者については、4月28日に契約をいたしまして、その排出先であります所在地の協議をしているところでございます。かれこれ1か月たっているところですが、まだ協議が未了でございまして、協議が完了次第、排出ができるものと考えております。

なお、排出予定につきましては、国・県の方針に基づきまして、1年以内、10月12日までの1年以内で排出をしたいと思っておりますが、この先、出水期でもありますので、なるべく早いうちに処理を完了したいと考えてございます。今現在は、残っている仮置場は大桶の運動

公園、それと緑地運動公園、それと藤田の自然休養村の跡地の稲わら、この3か所となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 農政課関係の説明をさせていただきます。

農政課関係、農業費、それと災害関係で農林水産施設災害復旧費でございます。

まず、被災農業者支援型補助事業費でございます。こちらにつきましては、9割ほどの購入が済んでおりますが、収穫関係の機材の購入につきましては秋口になりますので、全て11月頃には完了の予定でございます。

続きまして、畜産担い手育成総合整備事業費でございます。こちらにつきましては、3月で補正分もありましたので、その分を含めると、令和2年度の予算と考えて捉えている部分もありますので、今年度内の完了ということで予定しております。

野生動物侵入防護柵整備事業費、こちらですが、市内の業者4軒が対象になっております。4軒中3軒につきましては既に完了しておりますが、残りにつきましては、防護柵の距離が長いものですから、まだ完了には至っておりませんが、秋頃までには完了するというところで話を聞いております。

続きまして、農業用ため池防災・減災対策推進事業費でございます。こちらは市内10か所のため池の機能診断、機能保全計画の策定業務になりますが、こちらにつきましても、3月の補正で前倒しで予算化されたものですので、今年度内の完了としております。

続きまして、農業基盤整備促進事業費でございます。こちらにつきましては、下江川用水地区におきます揚水ポンプの交換部品の関係でございますが、こちらにつきましては、間もなく完了いたしますということで回答を頂いております。

芳賀台地土地改良推進事業費でございます。こちらにつきましては、揚水機場におけるポンプ工事の資材調達に間に合わないということで繰り越しているものですが、今年度内の完了ということです。早いうちの完了ができるということで話を聞いております。

最後ですが、11款災害復旧費の中での農地・農業用施設災害復旧事業費でございます。こちらにつきましては、71事業のうち、既に発注済みが64ございます。そのうち47の事業につきましては、今月中で終了する予定でございます。全てにおきましては、今年中に終了する予定でございます。

それと、今回の災害復旧の事業費につきましては、頭首工の仮設工事4件と橋梁1件につきましては、繰越しをしておりません。この件につきましては、令和2年度に予算化するということで、補足説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 商工費、龍門ふるさと民芸館施設整備事業費につきましては、龍門ふるさと民芸館改修工事に伴う事業費でありまして、9月工事着手を目標に調整中でございます。工期につきましては、令和3年3月中旬までと考えております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、都市建設課所管の繰越事業につきまして、説明申し上げます。

まず、6款農林水産業費、1項農業費の地籍調査事業費につきましては、令和2年2月28日付で国の補正予算配分がありました中央2丁目の烏山高校の南側から旧烏山消防署北側までの那須南病院を含む区域でございます。地区名が中央Ⅲ地区ということで進めているものでございます。

進捗につきましては、先日、5月28日に入札を実施いたし、契約の手続を進めているところでございます。

工期につきましては、令和3年3月としております。

次に、8款土木費、3項河川費の急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、栃木県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金として計上しているものでございます。箇所が2か所ありまして、山あげ大橋から東側の工区を、旭表Ⅰ-A地区、それから旧東小学校東側・北側を工区とした行人塚峠Ⅰ-A地区。この2か所でございます。

旭表Ⅰ-A地区につきましては、本工事、着手しております。行人塚峠Ⅰ-A地区につきましては、令和元年の事業着手ということで、この箇所につきましては調査業務を実施しているところでございます。県の工事が終了次第、県からの請求を受け、年度末には負担金を支払うということになっております。

次に、4項都市計画費の大桶運動公園施設整備費につきましては、大桶運動公園の駐車場を再整備するための測量設計でございます。完了を7月の末と見込んでおります。

次に、清水川せせらぎ公園整備費につきましては、Bゾーン、Cゾーンを、地域の皆さんはもちろん、利用者がなお一層、触れ合いを感じられる親しみやすい公園として整備するための測量設計でございます。完了を7月の末と見込んでおります。

次に、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費2億1,845万7,000円について申し上げます。これは、河川災害復旧費ということで、逆川筋、森田地内の寺下橋上を1か所実施しておりまして、この現場につきましては水稻作付がさ

れますので、秋の刈取り終了後の工事着手となりますので、工期を令和3年2月完成としております。

また、都市公園災害復旧事業として実施します大桶運動公園につきましては、3本に分けて工事を現在、実施中でございます。完成時期は、本年12月を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 私のほうからは、一般会計の繰越明許の、まず10款教育費、1教育総務費の教育情報ネットワーク整備事業について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、市内小中学校7校の校内LANの整備ということで、新たなLANのケーブルの設置は、Wi-Fi等の設置ということで現在、現地調査と必要な機器等の確認作業を行っている状況です。それで今後につきましては、業者選考等を進めた上で、完成予定は令和3年2月末を目標ということで現在、進めております。

続きまして、11款災害復旧費、4その他の公共施設の災害復旧費で、こちらはレインボーハウスの関係になりますが、4月6日に契約をいたしまして、6月30日までという工期で進めております。現在の状況は、建物や遊具、それから樹木伐採、外周のネットフェンスの撤去作業が完了いたしまして、残っている工事といたしましては、敷地内の敷きならしとか、あと仮囲い等の外周の柵のようなものを設置するなどの作業といたしますか工事が残っている状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 社会教育施設管理費、宮原キャンプ場の繰越事業について、進捗状況を御報告いたします。

構造物の撤去及び整地については、6月30日までの工期でございましたが、5月末をもっておおむね工事は完了いたしました。

次に、社会教育施設災害復旧費でございます。南那須公民館の2階研修室のエアコンについてでございますが、5月中旬には工事を完了いたしておりますので、御報告いたします。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 私のほうからは、下水道事業特別会計繰越明許費の説明をいたします。

まず、公共下水道事業施設整備費、管渠工事1,023万円について説明いたします。

こちら、工事の箇所が初音地内になります。JA農協の敷地東側になっております。こちらのほうは、県の国道294号の初音橋の改修工事に伴いまして、県のほうから依頼された工事となります。こちらは、既存の箇所よりも西側のほうに、JA側に布設替えを行う工事でございます。

います。現在の状況なんですけれども、工事はほぼ完了しております、完了報告及び完了検査に向けた書類の整備を行っております。

続きまして、特定環境保全公共下水道事業施設整備費、こちらは地区は田野倉地区でございます、今現在、那須烏山市南那須庁舎の北側の県道、田野倉側の交差点のところなんですけれども、こちらについては、県の工事と協議を行いまして、これから調整を行って、早急に工事のほうを行っていきたいと思います。

続きまして、水道事業会計予算繰越しについて説明いたします。

中山地区配水管布設替工事第2工区、1,199万円のところのうちの729万円について説明いたします。

こちらのほうも、県の工事の進捗状況に合わせて、早急に工事のほうを進めてまいりたいと思っております。

その下の初音地内配水管布設替工事については、330万円となっております。こちらは、先ほどの下水道の工事と、工事費用の節約を考えまして一緒に行っております、進捗状況のほうについては、工事はやはり完了しております、完了報告及び完了検査について、早急に行う予定でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り御答弁を頂きました。その中で、清掃費の塵芥処理費、これはまだ大桶の運動公園にも残っているようですね。私も大きく新聞報道されましてびっくりしまして、現地を見に行きましたが、ああいうこともあるものですから、できる限り早い機会に、これは処理できますように希望します。了解しました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まず、レインボーハウスを解体しました。ほぼ整地工事を残して完了だというようなお話だったかなと思います。このレインボーハウスは、大本の土地が多分、借りているところと市が持っているところと、こんなようになっているかどうか、何となく記憶なんですけれども、その辺のところは、もし借りているとすればお返しするという、それによって幾らか料金も浮く。あと市が持っているところもしあれば、あそこは水没するところで、難しいかもしれないですが、何か借りてくれる人がいれば貸すとか、そんな方向を考えられていると思いますが、その辺の進め方についてお尋ねしたいと、このように思います。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいまの渋井議員の御質問にお答えいたします。

議員申されるとおり、こちら、敷地の一部は450平米弱なんですけど、個人の方からお借りしております。それで、工事の施工に当たりまして、あらかじめ地権者の方にもお話をした上で、原状の回復の仕方とかそういったものを詰めた上で、工事が完了し次第、その借地の契約関係については終了ということや、あとは日数とかそういう計算になるかもしれませんが、賃借料の支払いを行った上で、契約のほうは終了となるかと考えております。

それと、その市有地の部分の今後の取扱いについてなんですけど、普通財産扱いということになってしまふところから、今後、市のほうの公共用地の検討委員会等で利用の方法とかそういったものを検討しながら、もし直近で借りてもいいとかそういう事案があれば、そういう対応になるかと思っておりますけれども、そのような委員会等の中で検討していくことになるかと考えております。

○議長（久保居光一郎） 渋井議員、よろしいですか。

○12番（渋井由放） 了解しました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、報告第1号 令和元年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和元年度那須烏山市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和元年度那須烏山市水道事業会計予算繰越計算書については、報告のとおりでありますので御了解願います。

◎日程第6 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第6 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第4号について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

専決処分の内容は、平成31年4月2日午前7時頃、那須烏山市曲畑1706番地先の市道田野倉曲畑線において、ロードバイクが通行中、当該市道路面より突出していた制水弁に乗り

上げたことにより、ホイールリムが曲がり、タイヤチューブが破損したパンク事故につきまして、損害賠償額を決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、損害額4万8,177円のうち、市の過失割合40%相当額として1万9,270円を市が支払うこととなりましたので、御報告申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 損害賠償額の決定及び和解について、この案件について質問いたします。

当該場所、今、写真で見ると2センチほどの突起という形で出ていたんですが、この後、ここは修理しましたが、市内至る箇所、こういうところがあると思うんですね。そういった箇所を点検はされたんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今回報告いたしました田野倉曲畑線、曲畑地内で発生してしまいました事故につきましては、大変、相手方の方に申し訳ないということで反省をしております。

点検につきましては、二度とこのような事故が起きないようにということで、再発防止対策に取り組んでおりまして、現在は、都市建設課内に配置されています作業員におきまして、道路の維持補修等の作業をやっておりまして、現場を回っているということで、路面状況につきましても細心の注意を払い、舗装が壊れている箇所、路肩が崩れている箇所、そういったものについてチェックをしております。何分、行き届いていない部分はあるんですが、今後につきましても現在の体制をさらに強化しまして、再発防止に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） そのようにお願いいたします。

これはまた消防の設備とかも同じように制水弁という形でいろんなところに出ていますね。私もこれを見た後、少し見たら、やっぱり市内でも何か所もまだ突起している部分がありますので、職員の皆さんでそういうところを見つけて、予算のある、なしにかかわらず、急いで直していただければと、これは要望させていただきます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放）　　こういう点検をするのには、点検簿というか設備の一覧とか、そういうものが当然あって、点検をしていくのかなと思います。そこで、水道関係の制水弁や、あとその他、同じようなものとか、あと下水道の例えばマンホールとかというのは、大まかな数で結構なので、どのくらいあるんでしょうか。

そして、私だったら、そのものに沿って一つ一つ点検をしていくと、こういうことになるかなと思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎）　　高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝）　　まず、上水の制水弁の関係なんですけども、私もまだ勉強不足でございまして、数については把握しておりませんので、早急に把握するように努力いたします。

ただし、今の上水道の台帳関係の状態なんですけども、紙ベースでやっております、これを電子化してその点検の情報をリンクさせるというような構想は今現在、考えております。ただ、なかなか予算のほうと、既に災害が起こった状態でありまして、そちらのほうにちょっと傾注しなくちゃならないというところがありまして、これまでの制水弁の管理とかのところまでちょっと行き届いていない状態でございます。これは今後、職員の巡回等によりまして改善のほう、あとは施設の把握のほうを努めてまいりたいと思います。

続きまして、下水道のほうなんですけども、下水道のほうは、昨年度、令和元年度に、マンホールの数を数えまして、ますの数も台帳化しております。こちらについてはある程度、電子化とペーパーレス化になる予定でございます。例えば烏山のマンホールですと500ぐらいと。興野ですと350ぐらい。南那須ですと550ぐらいというところで、おおよその数、把握しております。

こちらは当然、議員おっしゃるとおり、管理をしながら点検をしていくのが正しいことだろうというところで、まず、マンホールの調査を今年度、令和2年度に、職員3人1組となって、蓋の内側の腐食程度等を調査する予定であります。

また、さらに農業集落排水の関係の補助事業を使いまして、マンホールの調査と施設の調査というところで、興野の農集のところ、こちらのほうを機能点検というところで事業を実施する予定でございます。

数の把握があまりできておりませんので、申し訳ないんですけども、以上でございます。

○議長（久保居光一郎）　　12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放）　　説明ありがとうございました。

ついでに申しますが、マンホールというのは耐用年数が決まっておりますね。それで、そういうことはないと思うんですが、耐用年数を過ぎたもの、こういうものはまだまだ使えるし、

お金もないので使わざるを得ないのかなと、こういうふうにするので、耐用年数を過ぎたもので何らかで事故があったと仮に仮定しますと、うちのほうも大きな補償をしなければならないのかなと思うんですね。その辺も耐用年数と比べながら、しっかり対応していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） マンホールについては、去年、調査を行いまして、マンホールに番号をつけて、管渠の長さも調べて、ますの数も数を調査してやっているところございまして、今現在、これから公営企業会計に向けて、その資産を全部把握して、耐用年数も調べつつ、導入金額等についても固定資産税の台帳を整備する予定でございます。

その中で、平成7年が一番古いところなのかなというところで、たしかマンホールについては四、五十年の耐用年数になっていると思うので、まだ来ていないものですが、調査をかねまして、十分に使えるかどうかを調査してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 古いのが平成7年と。耐用年数は10年ですか。四、五十年。ああ、そんなにあるんですか。じゃあ、まだ来ていないと。私が調べたときは何か記憶では違ったようなね。40年ももつかどうか。ちょっとよく調べてみますけれども、とにかくこれから下水道も企業会計になっていくということで、様々調べていく中で一つ一つチェックをしてもらいたいと思います。

あと一つ、前に多分、記憶なのでもし間違ったらごめんなさいなんですけど、龍門の滝のふるさと民芸館の横断グレーチングがありまして、横断グレーチングが反っていて、そういうのを横断したときに車を傷めたと、こんなような事例があったかなと思うので、ついでに、ついでというわけじゃないんですが、そういうグレーチングなどが反っているとか、また、マンホールだけじゃなくて、U字溝の蓋が割れて反っているとかというところもしっかり見ていただいて、やっていただけるようお願いして、答弁は結構ですから、その辺を再度、確認していただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これ市長、この損害賠償事件というのは、私は合併以来、全部一覧表にして持っているんですよ。それで今回で56件目ですね。これは車の事故で相手方に損害を与えた。こういうのが多いんですが、それと今回のような道路上で道路管理者の責任でもって補償するというようなものがあって、これは決してなくならないですね。これだけの道路

を、今回も道路の管理の問題なんです、これだけの延長がありまして、私らもしばしば少しの穴でも空いているのがあると、都市建設課のほうには通報するようにはしているんですが、全部の管理というのはなかなか行き届かないと思うんです。ですから、何か別な方法、抜本的な方法を取らないと、こういった損害賠償事件はなくなるんじゃないかと思いますので、これはぜひ内部で検討していただきたいと思っております。

それで、これは担当課長にお伺いしたいんですが、これは前の小田倉課長の頃の事故かもしれないんですが、平成31年4月2日午前7時といたしましたら早朝の事故なんです、これは本当に制水弁に乗り上げて自転車が壊れたと、そういうような確認はどのような方法で取ったんでしょうか。

それと、これは事故発生から今日までで1年少々過ぎているわけなんですか、何かこの補償の過失の割合で協議のまとまらなかったようなところがあったんでしょうか。

以上2点についてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） この事故が水道の制水弁で確かにそこであったかということにつきましては、そこは見ておりませんので、保険屋さんの判断ということで、そこで事故が起こったということで処理をしております。

長引いたことにつきましては、相手方が、あそこはカーブで現場が発見しにくいということで、6割負担では応じられないと、そういうことがありましたもので、担当におきましては大変、苦労した案件でございました。

○議長（久保居光一郎） 中山議員、よろしいですか。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今回、報告案件ということで、もう終わったことだということで、これは過失相殺して4対6というような、40・60という感じになっているんですが、これは何か判例とかそういったところとかを見ていくと、結構、過失相殺の場合というのは、何か一般的に例えば自転車って制限速度が公道に準じているので、何の標識もなければ、ここが例えば何十キロかちょっと制限、分からないですけど、何も制限がなければ60キロまで出せるんですね。自転車も。自転車も出せまして、ただ、一般的な注意義務というのが普通、運転者にはあると思うんですけど、その中でも何かちょっと危険そうなどころには警戒標識とか何かそういう表示をしてあれば、過失割合が大体7割、9割くらいの感じでできるような、何というか、ごめんなさい、うまくあらかじめ標識をあれしておけば、もう少し有利な条件で和解で

きたんじゃないのかなというようながあるので、もしその道路の管理状況に不安があるようなところだったりとか、あと、ひび割れとかそういった凸凹が多くあるようなところには、あらかじめ看板を設置することによって、そういった事故だったりそういったことへの対応、何というんですかね、あらかじめ予防策をするべきんじゃないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そういうこともよいことだと思いますが、自転車に対してということとはなかなか難しいと思いますので、今後の参考ということでお受けいたします。

○議長（久保居光一郎） 荒井議員、よろしいですか。

○4番（荒井浩二） はい。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第7 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（久保居光一郎） 続いて、日程第7 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することとなっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります堀江功一氏が令和2年9月30日をもちまして任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として、引き続き堀江功一氏を推薦いたしたく提案するものであります。

堀江氏は、平成29年10月1日から1期3年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及推進に邁進され、宇都宮人権擁護委員協議会では男女共同参画社会推進委員会に所属されております。地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任でありますので、引続き人権擁護委員として御期待申し上げるものであります。

何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第10号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（久保居光一郎） ここで暫時休憩いたします。ただいま2時10分になるところですから、2時25分までの15分間といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほど上程された報告第4号の質疑において、渋井議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、上下水道課長から追加答弁があります。

高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 先ほどマンホールの耐用年数、マンホールそのものの管路施設は50年というところでありましたが、マンホールの蓋については15年というところで、

訂正をさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） もともとは50年だったんですが、途中で変わったんですよね、15年に。それで、マンホールの耐用年数が来ているものがありまして、ただしっかりしていればもったいないので、そのまま使うと。それはやっぱり点検をして間違いないんだというふうにやって使わないとまずいだろうと、こういうふうに思いますね。

それで、マンホールの蓋が腐食する原因としては、やっぱり硫化水素というようなことになるかなと思うんですね。そうすると、普通に流れているところは硫化水素の発生というのは少ないんですけども、たまるところ、例えばマンホールポンプ場とか終末処理場辺りとか、そういうのがもし耐用年数を過ぎているとすれば、点検表を作ってきちんと点検をして、間違いないから使っているんだよと、そういう形にして、市はしっかり責任を持つと、こういうやり方が順当なのではないのかなと、こういうふうに思いますけれども、その辺、答弁は結構ですので、そういうふうに整備しながら進められたらよろしかろうということで一言申し上げておきたいということです。

以上です。

◎日程第8 議案第3号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第8 議案第3号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在の経済社会情勢等を踏まえ、令和2年度の税制改正に伴う地方税制の改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を講ずるための地方税法等の一部改正をする法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日及び4月30日に公布されたのに伴い、市税条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容を申し上げます。

市民税は、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、土地基本法に規定する低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を適用する規定の創設等であ

ります。

また、法人市民税は、国税における連結納税制度の見直しと、グループ通算納税制度への移行に伴う規定の整備等であります。

たばこ税は、軽量な葉巻たばこの課税方式について規定を整備するものであります。

さらに、国税の見直しと同様に、市中金利の実勢を踏まえ、地方税の延滞金・還付加算金等の見直しによる所要の規定を整備しております。

一方、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の措置が納税者等に及ぼす影響を緩和するため、市民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講じるとともに、固定資産税等の減収を補填する措置を講じております。

具体的には、市民税の寄附金税額控除や、住宅借入金等特別税額控除の特例、一定の中小企業者等が所有し、かつ事業の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準の特例措置、軽自動車税環境性能割の期限の延長、徴収猶予の規定を整備しております。

そのほか、地方税法等の改正に伴い、項ずれや一部表現を修正しております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大分、広範囲な税制改正でございます。その中で、私は新型コロナウイルス感染症に係る特例についてだけ質問しますが、2ページの個人市民税の税率の特例という……、ごめんなさい、24条だね。新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る手続等ということなんですけども、これはこの間の説明では徴収猶予は最長1年間、令和3年1月1日までというような説明をしたと思うんですが、これを確認しておきたいなと思います。

この際の申請、黙っていても大丈夫なんですかね。何かしらの申請手続が要るようなのかどうか。

次に、6ページなんですけども、下のほうに25条ですね。24条には新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する手続等と、これはさっきのと似ているんですが、25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例というのがありまして、その後、26条に新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例というのがあるんですけども、これは手続譲渡のようなことが求められるのか、控除の額は幾ら適用になるのか、その中身についてお示しいただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○**税務課長（高濱裕子）** ただいまの質問にお答えいたします。

まず、2ページの第24条について御説明させていただきます。

こちらは新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の手續、こちらでございますが、こちらのほうは、申請をしていただくこととなります。申請書のほうについては、ホームページとかにも掲載しております。施行前に相談が10件ほどありました。施行後に速やかに該当者に申請の御案内をしたところでございますが、申請のほうは、自分で何とか納められるので大丈夫ということで、今のところ申請はしている方はおりません。今後、引続きホームページや、相談に来た方については説明のほうを丁寧にしていきたいと思っております。

期間については、令和2年2月1日から令和3年1月31日まで納期が到来するものについて対象となっております。

続きまして、6ページの附則第25条について説明させていただきます。

こちらは、寄附金控除の特例となっております。スポーツのイベント、文化・芸術など、当初チケットなどを購入しましたが、コロナウイルスで残念ながら中止となってしまった場合、そちらのチケット購入代について、払戻しをせずに事業所に寄附するという形になった場合、そちらが寄附金控除という形になります。

こちらの指定事業については、市長から国のほうに申請をして、認定されたものが該当になっております。今のところ、オペラの鑑賞であったり、バレエ団の鑑賞とか、数は少ないんですけども、今後、確定申告に向けましてどんどん増えてくるかと思えます。問合せがありましたらまた随時、御紹介したいと思います。

続きまして、附則第26条。こちらは住宅借入金等特別控除、こちらの特例となっております。こちらですが、住宅ローンの控除の期間は通常10年間となっております。消費税10%で住宅を購入しまして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合に限りまして、控除期間が13年と大きく優遇されています。しかし、新型コロナウイルスの感染症の影響で、住宅建材の遅れなどが発生しておりまして、令和2年12月31日までにどうしても入居できないというケースが想定されると思えます。このように入居できなかった場合でも、一定の要件を満たした場合は、控除期間を13年の住宅ローン控除が適用できまして、その期限を令和15年度から令和16年度に1年間延長するものであります。

以上です。

○**議長（久保居光一郎）** 平塚議員、よろしいですか。

○**17番（平塚英教）** はい。分かりました。

○**議長（久保居光一郎）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第3号 那須烏山市税条例の一部改正について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第4号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第9 議案第4号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、低所得者の国民健康保険税軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を見直すとともに、医療分の賦課限度額の引上げを行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由

の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第4号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論を申し上げます。

今回の提案は、国保税の減額というようなものも含まれており、低所得者の減額という内容も含まれておりますけれども、基本的に国民健康保険の所得割、均等割、そして平等割、その合算額の最高限度額を58万円から61万円に引き上げると、3万円引き上げると、こういう内容でございます。

今、御存じのとおり戦後最悪のコロナ問題での景気低迷が予想されている中で、このような限度額の引上げということの理由がまず分かりません。

さらに、これはあくまでも基礎課税額61万円になるわけでございますが、介護分、さらには後期高齢者医療負担分、合わせますと96万円に総額で引き上がると、こういう内容になるわけでございますが、ひいてはそれ以外の国保税の税額も将来、引き上げる、そういうような呼び水になるおそれがあるということでございますが、この最高限度額引上げには同意できないということで、反対討論とさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第4号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正につい

て、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第5号 那須烏山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第10 議案第5号 那須烏山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

[市長 川俣純子 登壇]

○市長（川俣純子） 議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続に限らず、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現に向け、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則等を定めるため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が改正され、令和元年12月16日に施行したことにより、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に係る法律」と名称が変えられたことに伴い、那須烏山市固定資産評価審査委員会条例中の引用文について、名称を改めるための一部改正を行うものであります。

そのほか、引用規定の制定日について、表記を改めるために所要の改正を併せて行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第5号 那須烏山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第6号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 続きまして、日程第11 議案第6号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の趣旨を踏まえ、感染拡大の防止を推進し、被用者が休業しやすい環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等により感染の疑いのある被保険者が療養により労務に服することができない期間について、1年6か月を限度として、傷病手当金を支給する特例を定めるため、条例の一部改正をしようとするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 傷病手当が出ますということで、そうすると、給与でその支払いを受けている方がこれを頂けるといことなんですけれども、この給与に対して6割が出るのかなど、こういうふうに思うんですが、その辺のところ、ちょっと分かれば御説明いただければと思うんですけれども。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） こちらは6割程度ということではなくて、計算式がございます。まず、その感染したと思われる方が療養のためにお休みになる月が、例えば5月に発症して療養に入ったということになりますと、4月、3月、2月の3か月分のお給料の合計、これをその3か月間に働いていた日数でまず割るんですね。そこから算出されて、まず1日当たりのその方の金額というのが出てきます。そして、その実際、療養について、お休みになった日にちが例えば10日間あったとすると、最初の3日間は計算には入れませんので、それを差し引いた残りの日数で1日当たりに出てきた金額に掛けて、その出た金額というものがその方のもともとの支給するという金額になってきますので、その方の勤務の体系ですとか、あとは前の3か月間のお給料の状況、あとは勤務の日数、それから療養によってお休みになった期間によって算出される金額というのは変わってくるものだと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 当初3日を除いて、日割り計算をした全額が出ると、こういうことになるわけですね。違いますか。間違っていますか。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） この条例改正の中で、お給料を受けることができている場合には出ないということになるんですね。ただ、お休みをしている期間も、例えば半分お給料が出ていたということになると、先ほど申し上げた算出する式の中で出てきた金額と、実際にもらった金額との差がある場合、その差が実際にもらうべき傷病手当金の額の方が多ければ、もらった給料との差額分を傷病手当金として出すということになりますから、その方の状況によって随分変わってくるかと思えます。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 病気になった、給料が出ないということで仮定すると、3日間は除いて、日割り計算の給料が掛けた金額が、早い話が全額頂けるといこと、例えば、何いんですか、けがをして休みましたというようなときには、労災保険なんかは6割だったかな

と思うんですね。そういうものじゃないよというような理解でよろしいんですね。はい。結構です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） すみません、先ほど渋井議員から質問があったことに関連してなんですけど、こちらは傷病手当金のほうで給与等とあるんですが、役員に関しては役員報酬というのを頂いていると思うんですが、それに関してはほかの役員等のいろんな受給条件があると思うんですけど、それに準拠するといった形でよろしいでしょうか。確認なんですけど。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） まず、国民健康保険の被保険者の中で、その被用者といわれる方が雇われて給料の支給を受けている方ということになるので、想定されるのは、アルバイトだったりパートや、あとは事業の専従者というところが想定されるのかなと言われています。

事業主については該当はしませんので、例えばその方が雇われてお給料をもらっている方だということを事業所が判断して、申請書を出していただくということになれば該当になるということもあるかとは思いますが。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第6号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第7号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第12 議案第7号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年5月1日に施行され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金が新設されたことに伴い、市が行う後期高齢者医療の事務に広域連合条例附則第5条の規定により、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するため、条例の一部改正をしようとするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この間の説明のときには、条例議案第6号と同様というような説明だったんですが、あえてこれ、提案されているというのは、国保の場合は、これは市が運営をしていますけども、後期高齢の場合には広域連合がやっているということで、その傷病手当の支給については受付を市のほうがやるというような提案ということでいいんですよね。と考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 平塚議員がおっしゃるとおり、受付を行って、広域連合のほうにそちらをお送りして、広域連合のほうから審査が終わり支給がされるという流れになりますので、受付する事務を行うというところで、この分を追加しております。

○議長（久保居光一郎） 平塚議員、よろしいですか。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第7号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 次に、日程第13 議案第8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険料は、平成27年度4月から消費税を原資とした公費を投入し、低所得者の保険料の軽減が図られてきたところでありますが、本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負

担金の算定等に係る政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことにより、消費税率10%の引上げに伴う低所得者の第1号保険料のさらなる軽減強化を図るため、令和2年度における第1段階の保険料率を0.45から0.3に、第2段階の保険料率を0.65から0.5に、第3段階の保険料率を0.75から0.7に改正するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 説明は分かったんですが、これはあくまでも令和2年度限りということなのか。消費税はこれからずっと10%払うんですが、また令和3年度になったら元のあれに戻るのか、その辺、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 軽減の期間でございますが、令和2年度のみということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（久保居光一郎） 平塚議員、よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい、了解。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第8号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第9号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第14 議案第9号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部について所要の改正をするものであります。

改正の内容を説明いたします。

放課後児童健全育成事業を行う者は、事業の支援単位ごとに放課後児童支援員2名以上を置くこととされていますが、この支援員になるためには、条例第10条第2項第1号から第10号までの基礎資格要件を有する人が、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了する必要があります。この研修につきましては、令和2年度から、研修機会の拡大を図るため、中核市の長が研修を実施できることになりましたので、同条第2項にその旨を追記するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 放課後児童健全育成事業でございますが、放課後児童支援員、これは1か所に2名以上の支援員を置かなければならないということで、その資格はこれまでは都

道府県または政令市が行う研修を修了した者ということだったんですが、今回は中核市の長が行う研修まで広げたということがございますが、例えば栃木県の場合は、県はもちろん分かりますが、指定都市もしくは中核市というふうになってはいますが、例えば県内ではどこの自治体の長が該当されるのか説明いただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 栃木県内の中核市となりますと、宇都宮市が該当いたします。以上です。

○議長（久保居光一郎） 平塚議員、よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと1点だけ教えてください。

今回の改定には関係はしていないんですけど、この資格を持ったスタッフ、これをそろえるのはすごく苦戦していると思うんですけども、今、本市の状況をよく知っておいて、我々も応援しなきゃいけないかなと思うぐらいなはずなので、ちょっとその辺のところを紹介してください。

要は人数が要するに足りない場合があったりということがあって、期限を延ばしたりしているじゃないですか。暫定措置として。そんなのも含めて今どういう状況になっていて、今回のこれが改定されたからといって、そのところが解決するわけではないのかもしれないんだけど、多少はプラスになるのかなというところも含めて、現状を説明してください。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 本年度につきましては、9クラブありますので、2名以上ということなので、18名を超えていればそれに合った形にはなっているところではありますが、放課後児童クラブの職員につきましては、全部で36名おまして、そのうち5名が事務局の職員となっております。そのうち20名がこの資格を有しておまして、うち事務局職員も1名含んでいるということで、20名いるので大丈夫なんですけど、ただ、急遽病気だったりとか、何らかの形で欠員が生じたりするので、それ以上の人員がいることにはこしたことはないの、資格を取りたいという人については有利な条件になったかと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ぜひ応援してやってほしいので、よろしくお願いします。オーケーです。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 新しく中核市で宇都宮市ということであると思うんですが、宇都宮市でこういった研修というのは、これは条例はうちのほうでは改正したばかりですけど中核市でできるということは、もうこれは研修の予定みたいのはあるのでしょうか。それとも中核市というのは全国に60都市あるので、様々なところに行くじゃないですか。研修は別に宇都宮市に限ってではないので、お隣の水戸市へ行ったり、福島県は3市あったり、そういうところも紹介、ぜひしていただければいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 放課後児童クラブの職員のほうに、本年度についてこの研修を受ける方は何名いるかということで確認しましたところ、2名いらっしゃいます。この2名の方については、栃木県知事が主催する研修のほうに参加するというところで、宇都宮市の研修については、今のところ0人となっておりますが、県知事が主催する研修の日程で合わない場合は、宇都宮市のほうに変更する場合もあるかと思われませんが、今のところは県知事だけの研修を予定しております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 後でよく調べていただきたいと思うんですけど、これは1日ないし2日、どのような研修か分かりませんが、やっぱり研修を、資格をしっかりとれるように、アフターフォローまでしっかりしていただいて、何というんですかね、関東圏であればどこでも取れるような、そういった日程も調べてあげて、こういうところでも取れるよと、そういったところまでしてあげて、この育成の先生方を増やしていただければと思います。

答弁は結構です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第9号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。3時10分でありますから、15分間、3時25分から再開いたしたいと思っております。15分の休憩を取らせていただきます。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時25分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第1号及び日程第16 議案第2号の令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）及び国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2議案については、いずれも令和2年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

◎日程第15 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について

◎日程第16 議案第2号 令和元年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（久保居光一郎） よって、議案第1号及び議案第2号の2議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号及び議案第2号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億8,230万3,000円増額し、補正後の予算総額を138億1,940万8,000円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策や、国・県補助金の追加決定など、対処しなければならない事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。また、被災住宅再建等資金利子補給金、境小学校スクールバス運行業務委託、七合小学校スクールバス運行業務委託、烏山中学校スクールバス運行業務委託につきましては、令和3年度以降の新たな契約等を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を追加補正するものであります。

では、主な内容を説明いたします。

まずは歳出であります。

総務費は、財産管理費として、各公共施設に配備する消毒液購入や消毒液を生成する弱酸性電解水生成装置等を設置するための経費を計上するものであります。

企画一般管理費は、市議会庁舎整備検討特別委員会からの中間報告を受け、議員の皆様から御意見があった調査整備予定地における敷地分析や、アクセス道路の整備手法、概算事業費等をお示しするための調査業務の予算計上であります。

マイナポイント利用環境整備費は、国が進めるマイナポイント制度の利用促進を図るため、マイナンバーカード取得者に対し、マイキーID設定を支援するための経費の計上であります。

特別定額給付金事業費は、支給対象者に速やかに支給決定通知の送付を行うため、郵送料等の事務費の計上であります。

民生費は、子育て世帯臨時特別給付金事業費―なすから子育て応援給付金―として、市が独自に子育て世帯を応援する、なすから子育て応援給付金制度を創設しましたので、対象児童1人当たり1万円を支給するための予算を計上するものであります。

衛生費は、新型インフルエンザ等予防事業費として、今後の新型コロナウイルス感染拡大の防止に備えて、マスクや消毒液等の備蓄を行うための予算であります。

農林水産業費は、畜産振興費として、畜舎整備等に対し交付される畜産担い手育成総合整備事業費補助金について、県の内示があったため、所要額を計上するものであります。

商工費は、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費として、国が中小企業等に給付を行う持続化給付金について、那須烏山商工会が実施する相談会等の経費に対し、市が2分の1助成するため、所要額を計上するものであります。

土木費は、被災住宅再建等資金利子補給費として、台風19号の被災者が住宅の補修や新築等を行う場合に、金融機関からの融資を受けた資金に対する利子補給を行うため、所要額を計上するものであります。

消防費は、災害対策費として、近年頻発する自然災害を考慮し、避難所の衛生環境を保つ目的から、消毒液や間仕切りに必要な資材等の備蓄を行うための予算計上であります。

教育費は、各小中学校スクールバス運行費として、新たに契約を進める必要が生じた運行業務委託料や、市が保有するバスの車両管理経費等について予算計上するものであります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費として、台風19号による農地・農業用施設に係る市単独災害復旧事業費補助金の増額であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、国の補正予算成立に伴い創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、マイナポイント利用環境整備事業に対し交付されるマイナポイント事業費補助金等の計上であります。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業費補助金として、県の内示に伴う予算を計上したものであります。

繰入金は、不足財源の補填として財政調整基金をもって措置をいたしました。

次に、議案第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出をそれぞれ2億1,780,000円増額し、補正後の予算総額を3億4,243万5,000円とするものであります。

歳出の内容は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、人間ドック等の健診補助申請の受付を、郵送による申請受付に変更したことによる通信運搬費の増額、新型コロナウイルスに感染または感染を疑われる被用者に対し傷病手当金を支給するための増額であります。

なお、財源につきましては、一般会計繰入金及び特別調整交付金をもって措置いたしました。

以上、議案第1号及び議案第2号の提案理由を一括して説明申し上げます。何とぞ、慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 質問させていただきます。

13ページ、児童福祉総務費の児童手当給付金、那須烏山市独自で0歳から15歳でよろしいんでしょうかね、今の高校1年生までとお聞きしておりますが、実は、私のところに何人か

相談がありまして、なぜ15歳で切ったのかなど。子育て世代というのは、やはり親の義務の行っていない17歳までやっていただきたいなという、16歳、17歳の子ですね。まず質問ですが、この人数というのはどのぐらいおられるんでしょうかね。今の高校2年生、3年生ということですが。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 人数についてなんですけど、過去の資料ということで参考ということでお願いしたいと思いますが、今の高校2年生、それから高校3年生ということで、人数としましては、まず今の高校3年生が213名、それから高校2年生が223名になるかなと思います。

この理由としましては、学校教育課のほうで例年、把握している児童生徒数からということで、ちょっと追って見まして、計450名弱の人数になるかなと思います。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 高校2年生、3年生が200名ちょっとという形で、その方にも普及しても、なぜそういう質問があったかという、高校生も結局、自宅待機させられていて、やっぱり親としては費用がかさんで困っているという話を私のところに何人も頂きました。中学3年生までで2,620万円。あと400万円ほど増額していただければなど、正直、これは思った次第であります。市長の考えをお聞かせください。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） すみません、児童手当給付金が15歳までなので、国のほうに従って15歳にしました。今後、高校生までというのがいろんなところで上限ってありますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 国の基準に合わせたというのは、一番分かりやすく説明がしやすかったと私も理解はしております。ぜひともこの補正予算、もう一回出していただいて、高校生が困っている分、同じ額でも少額でも構いませんので、ぜひともそういった高校生を抱えている親御さんのところによろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 質問事項が何項目かあるんですが、前もって質問事項は出しておきましたので、よろしく明快な答弁をお願いしたいと思います。

まず、補正予算の一般会計、4ページから5ページにかけまして、債務負担行為が載ってい

ます。そのうちの一番上の被災住宅に対する利子補給なんですが、これは対象戸数というのは何戸ぐらいなのでしょう。これは別に今回の補正の中にも518万円、載っていますが、これらも併せて、この対象戸数と利率についてお伺いしたいと思います。

次に、13ページの企画費の委託料ですが、当初で302万8,000円を取っています。それで、その当初の目的とは違うようなんですが、今回、420万円。これは中央公園に庁舎を建設するというので、その調査の関係の費用のようなんですが、神長とこの中央公園を比較検討した、検討の方法そのものを私は否定しますので、今回の予算については、私は非常に疑問に思っているところであります。

いずれにしても、この内容についてもうちちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

同じページのマイナポイント利用環境整備ですね。これはもうちょっと、377万5,000円、これは新規事業なんですが、詳しく説明していただけますか。

同じページの下から、今、滝口議員から質問があったんですが、なすから子育て応援基金、新しく2,620万円なんですが、これは国からも交付されますが、よその市町村ですと、国と市と両方合わせて、一括して支給するというような、そのような方法を取っているんですね。そのほうがそれは保護者にとってはありがたいことじゃないかと思いますが、ここではどのような方法で支給しようとしているのか、これについても併せてお伺いいたします。

次に、15ページの一番頭に、新型インフルエンザ等予防接種費、これは当初で19万円、今度は300万円、計上しておりますね。大分、大幅な、当初からでは増額になってはいますが、この内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

次に、中ほどなんですが、消防の災害対策費、当初で280万円ほど取りまして、今回300万円と倍以上の額になったんですが、これをもうちょっと詳しく説明してくれませんか。

同じページに、今度はスクールバス関係なんですが、境小が630万円の当初予算のところ、今回190万円補正ですね。七合も520万円のところ、今回980万円の補正です。1ページめくってもらいますと、後ろの烏山中学校のほうも3,070万円のところ、今回865万3,000円も補正になっているんですが、なぜ今の段階でこれほど増額しなければならない事情が生じたのかについてもお伺いしたいと思います。

次に、17ページの農地災害負担金、これは当初で150万円取りました。今回は466万8,000円なんですが、これは農地災害復旧の農家とか農事組合等の個人的な負担金ではないかと思いますが、これは今年、結果的に個人的には何%負担になるのか。それと、これでもうほぼ全額になるのかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、4ページ、被災住宅再建等資金利子補給金につきまして、御説明申し上げます。

これは、先ほど市長の提案理由にもありましたとおり、昨年10月の台風19号により被災を受けました方が住宅を補修したり、市内に新たな住宅を新築したり、もしくは住宅を購入するために資金を借り入れた際、その金額に対し発生する利子に対し、市が県からの補助金も合わせ申請者に補給金を交付し、被災者の負担軽減を図り、生活再建の一助となれるようにするものであります。県と那須烏山市双方で2分の1ずつを負担するものでございます。

対象となります世帯は、全壊、大規模半壊、半壊、及び一部損壊の方が対象となり、罹災証明の発行を受けた方、181世帯でございます。補給対象となる借入金額につきましては、100万円以上1,000万円までとし、1,000万円を限度として、それを超える金額については、利子の補給の対象とはいたしません。

予算で上げました利率につきましては、現状の金融機関の利率を想定しまして、1.5%ということで想定しております。

今後のスケジュールにつきましては、受付を7月から開始し、12月まで行い、令和3年1月に金額を確定させる予定であります。その後、負担行為の金額につきましては変更もあり得ることになります。本年、申込みを受けた方に対し、令和6年度まで、本年を含め5年間にわたり利子分を補給し、申請者にそれを補給するものでございます。

以上、説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 13ページ、企画費の企画一般管理費でございます。

当初の302万8,000円につきましては、企画一般管理費で、その主な中身は、国土強靱化計画地域計画をつくる委託費等が入ったものが当初の分でございます。

今回、420万円の補正内容でございますが、3月30日の議会の庁舎関係の特別委員会からの中間報告を受けまして、その中身を検討した結果、財政計画が十分示されていないとか、敷地の使い方が分からないとか、整備内容について疑問があるとか、概算工事費を示すべきだとか、いろいろな御意見を頂いております。そちらの議会からの疑問または御提案について一つ一つ丁寧にお答えするために、専門知識を持つコンサルに内容等を検討していただく内容として、420万円を計上したものでございます。

次に、マイナポイント利用環境整備費でございますが、こちらにつきましては、国の制度で、9月からマイナポイント制度が始まります。2万円を買えば5,000円のポイントがつくということで、7月からそのマイナポイントの予約ができます。マイナポイントを取るためには、マイキーIDの取得が必要なんですけど、マイキーIDの取得に関して、なかなか一般市民の方、

理解がされないといいますが、私もよく分からないところもあるんですが、そのために臨時職員等を雇いまして、PRを兼ねた事務、またはそれと合わせたマイナンバーカードの普及について、PRを進めていきたいということで、会計年度任用職員1名を7月から3月まで雇う経費と合わせたPR経費377万5,000円を計上したものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 13ページの一番下になります、なすから子育て応援給付金の支給方法ですが、こちらは国が行う子育て世帯への臨時特別給付金の制度と合わせて給付することにより、迅速な支給を図りたいと考えておりますので、国と一緒に同じ日に一括して振り込む予定となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 15ページ、予防費の300万円の増額について御説明申し上げます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費でございまして、今後、予想される第2波、第3波に備えるための備蓄品ということになります。主なものは、消毒用アルコール、マスク、ゴム手袋や放射体温計などになります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 私は、15ページ、災害対策費についてお答えいたします。

当初予定していたものは、水害に係る避難所における備蓄品の購入を充てておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症も踏まえて、避難所の衛生環境を保つ目的から、消毒液、間仕切り等の資機材を購入する予定で計上いたしました。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 私のほうからは、15ページ、境小スクールバス運行費、七合小スクールバス運行費、それから17ページの烏山中スクールバス運行費について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、先般、3月定例会の頃に全協等でも御説明申し上げましたとおり、業者さんの契約解除の申出があって、その解除になった関係で、当初予算ではその契約解除が大前提で予算を措置していたものでした。その後、4月から9月までの半年間を一般貸切りの暫定運行として運行、それから、10月から来年3月までの6か月間、こちらについては新た

な業者を決めて、令和3年度以降6年度までは、先ほどの債務負担行為のとおりなんですが、そのような形で、今回はその費用というか予算のほうを見積りしたところ、当初見込んでいた額と、そちらの今申しあげました暫定運行分、これから新規で業者を決定する場合の運行として見込まれる費用をプラスしたものの差額として、境小については191万円、それから七合小については983万1,000円、烏山中学校については865万3,000円ということで、補正させていただくものでございます。

ちなみに、関係する車両としましては、境小については業者持込みのバス1台、それから七合小については4台、烏山中学校については2台ということになります。烏山中学校分については、このほか、先ほど市長の説明の中にもありまして、市が持っている市有バスの運転関係で、市のほうでこれから車検とかそういった整備をするということで、経費を措置した分が含まれております。こちらは1台分となります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） それでは、農業災害復旧負担金ということでお話しいただきましたものですが、予算上からいたしますと、農地・農業用施設災害復旧事業費で相当しますので、そちらで説明をさせていただきます。

まず、当初予算150万円ですが、こちらの内容が、修繕費で50万円、業務委託料で50万円、補助金で50万円を当初は計上しております。そのうち、補助金であります市単独災害復旧事業費の補助金、こちらを補正するものでございまして、今年度に入りまして25件の申請を受け付けております。そのほかに、予備を5か所と見ております。合計で30か所の補正予算をしております。それを合わせますと、トータルで516万8,000円の予算の必要額ということになりますので、その差額の466万8,000円が今回の補正ということになります。

市単独事業でございまして、2分の1の補助、最大で20万円の補助ということで予算計上しております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り全部、説明を頂きました。ありがとうございました。

その中で、企画一般管理費、中央公園に関する調査費なんですが、これは私はどうも理解ができません。これはまだパブリックコメントも済んでいないですね。それで、どんどん、どんどんこのパブリックコメントの時期が遅れているわけなんですが、もしこのパブリックコメントで、中央公園が否定された場合、どうするんでしょうか。また、議会からも3分の2以上の

同意が得られるのは容易ではないなというのは今、私は感じております。そういう時期に、中央公園に対するこの予算づけ、これは私も少々納得いかないところがあります。

さらに申しますが、神長と中央公園を比較した中で、防災に関する面がありました。それで、神長のほうには危険なため池が3つあると。これが決壊した場合には、土砂が神長地区に流入する、危険であるということで、評価が低くなったんですね。

それで私、どんなため池かと思ひまして、3つを全部、見てまいりました。1か所は、これは多分、市長はどれも行つたことはほとんどないんじゃないかと思いますが、烏山の教習所から反対側の山の奥のほうにあるんですよ。山あいをせき止めて、ため池にしたんですが、今は一滴の水もたまっていません。ただ上流から流れてくる水は、谷川のような状態で流れておりますので、ため池としての機能は全く果たしておりませんし、危険性なんて全然考えられなかったんですよ。

それともう二つのため池ですが、そのうちの1つは、神長のトンネル、県道のトンネル、あのトンネルの入り口から約20メートルぐらい手前でしょうか、左側が高い擁壁になっていますが、擁壁がすぐ上にあるんですよ。これは本当に手のひらぐらいの小さな、10平米か20平米ぐらいのため池でしょうか。それでもって、あんまり水もたまっていません。これはもとは結構、水が出て、用水のため池として使つたんですが、隧道を掘つたために、水が出なくなつてしまつたらしいんですね。そんなことで、危険性なんていうのは全くありません。

もう一つは、神長のそのトンネルの少し手前から旧道を左へ上がっていると、ヘアピンカーブになつたそのカーブの中に、あれは皆さんも知つているんじゃないかと思いますが、神長のほうから上ってきますと、右側にあるため池、あれは200平米ぐらいのため池でもって、あれは樋門から余水吐もちゃんと整備されておりますし、例えばあれが決壊したとしても、さほどの被害はないと思います。ただ、すぐ下に民家が3軒ぐらいありますから、そこではそれは土砂をかぶるんじゃないかと思いますが、いずれにしても、これが消防署付近まで大量の土砂が流れていって、新庁舎に被害を及ぼすなんていうことは全く考えられませんでした。

そういうようなことを評価する際に、職員の皆さん15名でやつたそうですが、この職員の皆さんがああいうところの現地を見ているのかどうかですよ。見れば私は危険性なんていうのは誰も感じるものがなかつたんじゃないかと思つていますよ。そういう危険性のないにもかかわらず、評価を低くしておくという、そういう方法については私は納得がいきません。そんなことから、私はこの予算のこの部分については同意しかねると、そう考えておるところです。

それともう一つ。学校教育課長からスクールバスの件で説明ありましたが、さっきも言いましたように、当初予算は1年分、計上したわけですね。それで、境小は630万円のところを190万円も増額ですよ。七合は520万円がその倍額の980万円ですよ。当初からで

は3倍にもなっちゃった。烏山中学校も3,070万円が860万円も今回補正するって、どうしてこれほどの多額の、見積り違いなのか何か分かりませんが、補正になったのか、もう一度これも説明してくれませんか。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） すみません、企画委託料のほうで、沼池のほうは今回の範囲には入っておりません。ただ、皆さんから出てきました議会のほうの庁舎整備検討特別委員会のほうの意見の中、あと自由意見の中にも、中央公園の土壌やいろんなことが、接道とか、どうなっているのかという御質問が多かったので、私どもだけではそれは計り知れませんが、正当な意見として提案してほしいということがありましたので、コンサルを入れることにしました。

それを要らないというのでしたら、今回の今までの審議は全くどういう意見が皆さんから出てきたのか、私のほうでもちょっと疑問に思ってしまうので、皆さんから出た意見を真摯に受け止めて、今回、調査しようとしていることを否定されるのでは、これからの議会でどういうふうに対応していいかが私の中では疑問です。

それに池のほうとか沼のほうは一応、災害指定ということで出ていましたので、それを言うただけであって、決して私のほうから強くそれで反対しろとかいう意見は述べた覚えはありません。ですから、慎重に職員が判断したことでありますので、その辺の意見は、今回の補正予算の中で組み入れたのは、研究と、策を打ったりとか、いろんな意味で皆さんに正当な意見を提出したいと思って、企画費の中に入れたものであります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 中山議員から御質問の、スクールバスの補正予算関係で、御質問にお答えしたいと思います。

当初予算で述べてある部分は、はっきり言いますと、昨年来、御存じのように2社、スクールバス関係でちょっと不祥事があって、契約解除ということになりました。今回、補正を組んでいるところについては、まだ裁判係争中ということで、延長した場合には特定の料金なんです。ただ、実際には3月で会社は撤退したいということで、特定の料金から、今は一般の料金で運行しているんです、正直なところ。ですから、非常に値段が実際、かさんでいると。それで、新たに10月から入札で特定のを取ってもらうために、今回の補正は予算的な措置をしないと、特定の許可をあなたの会社で取りなさいというようなことが言えないので、まず予算措置をさせていただきたいと。10月以降のですね。

そういうことで、今、年度当初に立てた特定の予算ではとても9月以降は運行できないんで

すね。一般のままですと。今のままでは4月から9月までは一般料金で運行するという契約で、6か月ですか、はお願いしているんですが、それ以降の、また特定に戻して、安い料金でやるためには、今、予算措置をして、新たな入札する会社は特定の許可を取ってくださいという、もともとのこちらの要件を満たさなくなってしまうので、そのための予算でありますので、これが疑義があつて通らないということになると、また一般のまま10月以降もやらなきゃならないということになってしまいますので、ぜひこの内容を理解していただいて、許可していただければというように、お願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 中山議員、いかがですか。

○15番（中山五男） 結構です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございますか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 補正予算について、一般会計について質問します。

まず、14、15ページの消防施設費なんですけど、工事請負費ということでございまして、195万8,000円という内容でございまして。この消防施設整備費については、どのような工事を予定されているのか、いつ頃完成するのか、説明をお願いします。

16、17ページは、体育施設費ということでございまして、烏山野球場管理費70万1,000円ということでございまして、これは舟戸の野球場のことを言っているんでしょうかね。どのような対策費なのか、中身について御説明をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 15ページ、消防施設整備費でございまして、これは三箇地区5の2のホースポール、かねてから要望がありましたが、なかなか実施できなかったのですが、前倒しして今年度、設置することとなりましたので、計上させていただきました。

なお、工期は11月いっぱい程度を目途に今、補正が通り次第、発注していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 三箇の、ああ、これね。ホースポール設置工事ね。了解。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 17ページの烏山野球場についてなんですけど、議員おっしゃるとおり舟戸の野球場でございまして。3月に工事が完了いたしました。6月から供用開始するに当たって、管理費が必要になりますので、その予算でございまして。

○議長（久保居光一郎） 平塚議員、よろしいですか。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 何点かお願いがあります。

13ページのマイナポイントは、先ほど中山先輩、質問ありましたけど、これの金額予算は、これは何か国のあれですかね、算出基準があって、これがマックスなのか、それとも申請すれば幾らでも……、これは国の予算ですよ、取れるのかというのが。これは国全体の経済対策だよ。なので、その辺ちょっと教えてください。

あと、15ページのところで、土木関係、今、工事がいろんなところで台風関係、始まって終わっているところもありますけども、特に今回、僕は、農業なんか特にそうですけれども、原状復元だと、今の状況だと毎年同じように被害が起きてしまうんじゃないかなというのを問題視していて、例えば岩子のウォーキングトレイル、大体、工事は終わりました。あれは、見るとまた今年、崩れるんじゃないかと。だから少しは抵抗して、何か技術対策をすべきじゃないのかなというのがあるって、これは決まりだからしょうがないんだというんだったら、その決まりを何としても乗り越えるような働きかけを県とか国にしてもらいたいと思いますので、その辺の関係をお願いします。

これは農業関係も全く同じだよ。笑い話なんですけども、雪が降ってビニールハウスが壊れると、同じようにお金を助成してやるんだけど、2年に1回、同じようにまた倒れると。だから少しは本人にお金を出させて、少しは抵抗すべきじゃないかなと思うんですけど、本当にお金の無駄じゃないのかなと思うことがあるので、その辺、これも決まっているからしょうがないんだよという説明だったら、それを何とか乗り越えるような働きをぜひしてほしいと思います。

あと、先ほどの農政課長の中に、農林関係、農地関係25件、予備が5件ということで、これで全てなのかどうかですけども、今いろいろ工事終わってみると、取り残されているのがやっぱりあるので、この5件でおしまいなのか。この辺はまだいろいろ調整の範囲なので、工事はできるよということなのか、その辺の考えを聞かせてください。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） まず、初めに、マイナポイントの件でございますが、財源につきましては、100%国庫が出ます。それで、申請すれば全部出るかというわけでもないの、ある程度、限度額に近い金額で申請はしております。那須烏山市に割当てになっている限度額という意味です。

これはもともとは去年の消費税10%に上がったときに、経済対策として当初から予定され

ていたもので、7月から予約が始まって、9月から実際に使えると。事業者については現在、5月22日現在で105事業者が参加している状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） まず、災害関係の復旧ですけれども、昨年度の災害で農政関係で改良復旧の工事につきましては1件ございます。

そちらにつきましては、ポンプの改修、改良ということで現在、進めているところですが、やはりどうしても改良復旧ということになりますと、工事が遅れてしまう。工期も長く取ってしまうということになります。

災害に対しましては、農地については、早く復旧をして、そちらでいろいろと栽培をしたいということがやはり農家の方の気持ちだと思いますので、やはり原状復旧というのをまずしていくということが大事だと考えております。

それともう一つ、市単独の災害復旧事業、25件ということですが、予備の5件につきましては、取りあえず5件と見させていただいております。やはり災害復旧につきましては、国の災害復旧事業につきましては、該当しない場所も出てきておりますので、そういった方については、初めて水を流してみても、やはり災害を受けていた、初めて現場へ行ってポンプを動かしてみたら、あれ、うちのポンプやられていたという方も結構いらっしゃいますので、そういったことを救えるような体制で臨んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 小堀議員のおっしゃられましたウォーキングトレイルというのは、南那須公民館から荒川に行くところだと思いますが、災害につきましては、原形復旧というのが基本でございますが、改良復旧というのも今回は認められまして、小川大金停車場線の荒川橋からの上流、藤田にかけましては、改良復旧ということで復旧することになっておりますが、先ほど申し上げました箇所につきましては、原形復旧ということになってしまいましたが、那珂川緊急治水対策プロジェクトということで、国のほうで進められております中に、荒川もその中に含まれておりますので、その中で要望等をしていければと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） マイナポイントは人口割だということなので、これはもうしょうがないですね。

あと、農業関係はということで、予備5件以外でも調整の可能性があるということで大丈夫ですよということなので、了解です。

あと、土木関係ですね。ウォーキングトレイルは誰が見ても今年か来年、また同じように崩れてしまうんじゃないかなと思うので、これはあくなき戦いで必ず復元から改良になるべく持って行って、無駄な税金を使わないようにぜひお願いします。これは要望です。結構です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号及び議案第2号の2議案に対する反対討論の発言を許します。

12番 渋井由放議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） ただいま上程されております令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、その中でも総務の企画費、これのみについてですが、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

我々議会は、庁舎問題の特別委員会を全議員でやっております。ただいま市長からの説明によりますと、そういう特別委員会からの意見を受けて予算をつけたと、このような話かなということで、一步前進かなという気はいたしますが、こういう予算をつけたときに、どういう内容だ、また、どういうことをやるんだということを特別委員会でしっかり説明し、そして議員が納得してから上程するのが筋ではないか。

そういうプロセスで、庁舎というのは非常に今は難しい問題だと中山議員がおっしゃるように、中央公園は、肌で感じるように、それが認められるというか、議決されるというのにはちょっとハードルが高いのではないかなというような思いありまして、今回、これを改めて特別委員会で中身をしっかり説明をしてもらって、その後、上程をしていただくと、こんなような思いがございますので、反対とさせていただきます。

どうか皆さんもしっかり庁舎の位置、そういうところを議論を深めて決めていくという、そういうプロセスを執行部のほうに求めまして、反対討論とさせていただきます。

どうぞ皆さん、反対していただくよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 次に賛成討論の発言を許します。

10番 相馬正典議員。

〔10番 相馬正典 登壇〕

○10番（相馬正典） ただいま上程中の議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や地域経済対策、台風19号災害復旧・復興等、市民生活に直結した重要な予算であり、早急に執行すべきと考えます。

また、先ほど反対のありました企画一般管理費については、3月30日に我々が市長に提出しました庁舎整備検討特別委員会の中間報告書の自由意見においても、我々は、様々な不明点や問題点を出示しました。今回の補正は、そういった意見の解消も含めて計上されていると考えます。

この緊急時に、執行部と議会がまさに車の両輪となって、本市の行財政運営を強力に進めていくべきであります。議員各位におかれましては、市政を前に進めるため、賢明な判断をしていただきますよう期待いたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第1号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第2号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（久保居光一郎） 日程第17 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といた

します。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。

この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第1号 令和元年東日本台風を踏まえた「那珂川緊急治水対策プロジェクト」の推進に係る請願書については、所管の経済建設常任委員会に、陳情書第1号 日本政府及び国会に対し、「日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書については、所管の総務企画常任委員会に、陳情書第2号 令和元年東日本台風を踏まえた「那珂川緊急治水対策プロジェクト」の推進に係る陳情書については、所管の経済建設常任委員会に、それぞれ付託をいたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日の午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

〔午後 4時19分散会〕